

奈良市公報

号外第 14号

平成 17年 7月 27日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

告示

収納事務の委託	1
公共下水道の供用及び下水の処理の開始	1
平成 17年度下水道受益者負担金の賦課対象区域	2
学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区景観保全型広告整備地区における広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置に関する基本方針	3
景観保全型広告整備地区の指定	5
市の花・木・鳥の指定の一部改正	5
徴収事務の委託（4件）	5
急性灰白髄炎予防接種の実施	6
徴収事務の委託	6
平成 17年度一般廃棄物処理実施計画	7
徴収事務の委託（7件）	16
予防接種の実施	17
指定管理者の指定	17
収納事務の委託（2件）	18
徴収事務の委託（6件）	18
市道路線の廃止	20
市道路線の認定	20
道路の区域決定	22
道路の供用開始	23

公営企業

水源保護地域及び特定保護区域の指定の変更	25
収納事務の委託	25
計量事務の委託（2件）	26
奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示	27

選挙管理委員会

農業委員会の委員の一般選挙における投票区の一部改正	27
新たに本市に属した区域に係る選挙人名簿の引継ぎ（2件）	27
選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	28
各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	28
新たに本市に属した区域に係る在外選挙人名簿の引継ぎ	28
新たに本市に属した区域に係る農業委員会委員選挙人名簿の引継ぎ（2件）	28
農業委員会委員の選挙権を有する者の第5選挙区にお	

ける2分の1の数	28
奈良市議会議員増員選挙（月ヶ瀬選挙区及び都祁選挙区）を行うべき事由の発生	28
農業委員会	
小作料の標準額の決定	29

告示

奈良市告示第 197号

地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 158条第 1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
奈良市三条大路一丁目9番10号 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 副会長 野崎 善男	老人福祉センター使用料

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで

（平成 17年 4月 1日掲示済）

奈良市告示第 198号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33年法律第 79号）第 9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成 17年 4月 1日から 2週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成 17年 4月 1日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 17年 4月 15日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市三松三丁目、中山町、押熊町、あやめ池北一丁目、若葉台三丁目、藤ノ木台一丁目、八条五丁目、法華寺町、南紀寺三丁目及び南京寺町七丁目の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
二名第 2 幹線 - 18	奈良市三松三丁目 827- 4	奈良市三松三丁目 826
大淵池幹線 - 129	奈良市中山町 1155- 2	奈良市中山町 1146- 2
押熊第 2 幹線 - 28	奈良市押熊町 671- 2	奈良市押熊町 677- 17
押熊第 2 幹線 - 29	奈良市押熊町 671- 2	奈良市押熊町 677- 7
あやめ池北幹線 - 103	奈良市あやめ池北一丁目 1287- 1	奈良市あやめ池北一丁目 1287- 11
西大寺南幹線 - 209	奈良市若葉台三丁目 1876- 9	奈良市若葉台三丁目 1876- 10
都跡幹線 - 250	奈良市藤ノ木台一丁目 672	奈良市藤ノ木台一丁目 725- 1
都跡幹線 - 251	奈良市藤ノ木台一丁目 696- 1	奈良市藤ノ木台一丁目 696- 1
都跡幹線 - 252	奈良市八条五丁目 473- 12	奈良市八条五丁目 473- 13
都跡幹線 - 253	奈良市八条五丁目 473- 15	奈良市八条五丁目 473- 12
都跡幹線 - 254	奈良市法華寺町 332- 3	奈良市法華寺町 333- 5
北永井幹線 - 289	奈良市南紀寺三丁目 139- 2	奈良市南紀寺三丁目 139- 4
明治幹線 - 210	奈良市南京終町七丁目 595- 1	奈良市南京終町七丁目 595- 1

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町 160番地 奈良県浄化センター
(平成 17年 4月 1日 掲示済)

奈良市告示第 199号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和 45年奈良市条例第 16号)第 5 条の規定により、平成 17年度の賦課対象区域を次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成 17年 4月 1日から 2週間本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

賦課対象区域(第 1 負担区)

川上町の一部 奈良阪町の一部

賦課対象区域(第 2 負担区)

白毫寺町の一部 南紀寺町二丁目的一部
 南京終町の一部 南肘塚町の一部
 南京終町一丁目的一部 南京終町七丁目的一部
 法華寺町の一部 法蓮町の一部
 恋の窪東町の一部 大安寺西一丁目的一部
 大安寺西三丁目的一部 大安寺二丁目的一部
 大安寺三丁目的一部 大安寺六丁目的一部
 五条二丁目的一部 五条三丁目的一部
 尼辻北町の一部 南新町の一部
 五条町の一部 赤膚町の一部
 五条畑一丁目的一部 六条町の一部
 六条二丁目的一部 七条西町一丁目的一部
 七条一丁目的一部 西ノ京町の一部
 六条西一丁目的一部 六条西三丁目的一部
 三条大路三丁目的一部 三条大路四丁目的一部
 四条大路二丁目的一部 四条大路三丁目的一部
 四条大路五丁目的一部 押熊町の一部

中山町の一部 山陵町の一部
 秋篠町の一部 秋篠早月町の一部
 秋篠三和町二丁目的一部 敷島町一丁目的一部
 敷島町二丁目的一部 西大寺宝ヶ丘の一部
 菅原町の一部 青野町の一部
 若葉台二丁目的一部 若葉台三丁目的一部
 宝来町の一部 疋田町二丁目的一部
 疋田町五丁目的一部 西大寺本町の一部
 西大寺南町の一部 西大寺芝町二丁目的一部
 西大寺赤田町一丁目的一部 宝来二丁目的一部
 宝来四丁目的一部 あやめ池南一丁目的一部
 あやめ池南二丁目的一部 あやめ池南四丁目的一部
 あやめ池南六丁目的一部 あやめ池南七丁目的一部
 あやめ池北一丁目的一部 あやめ池北三丁目的一部
 学園南三丁目的一部 学園大和町一丁目的一部
 学園北一丁目的一部 学園北二丁目的一部
 学園朝日元町一丁目的一部 学園朝日元町二丁目的一部
 百楽園一丁目的一部 百楽園三丁目的一部
 百楽園四丁目的一部 中山町西三丁目的一部
 登美ヶ丘二丁目的一部 南登美ヶ丘の一部
 中登美ヶ丘二丁目的一部 西登美ヶ丘六丁目的一部
 二名三丁目的一部 三松一丁目的一部
 三松三丁目的一部 三松四丁目的一部
 三碓町の一部 富雄元町一丁目的一部
 中町の一部 大倭町の一部
 藤ノ木台一丁目的一部 藤ノ木台二丁目的一部
 学園新田町の一部 石木町の一部
 鳥見町三丁目的一部 富雄北三丁目的一部
 東九条町の一部 西九条町一丁目的一部
 西九条町二丁目的一部 西九条町五丁目的一部
 北永井町の一部 神殿町の一部
 出屋敷町の一部 北之庄西町一丁目的一部
 古市町の一部
 賦課対象区域(第 3 負担区)

川上町の一部	般若寺町の一部
法華寺町の一部	法蓮町の一部
佐紀町の一部	五条町の一部
六条町の一部	西ノ京町の一部
二条町二丁目の一部	六条西五丁目の一部
二条大路南五丁目の一部	三条大路三丁目の一部
山陵町の一部	歌姫町の一部
宝来二丁目の一部	東九条町の一部
賦課対象区域(第4負担区)	
高畑町の一部	六条町の一部
西ノ京町の一部	山陵町の一部
秋篠町の一部	秋篠新町の一部
二名三丁目の一部	三松四丁目の一部
三碓町の一部	大淵町の一部
東九条町の一部	古市町の一部
鹿野園町の一部	藤原町の一部
窪之庄町の一部	山町の一部
今市町の一部	柴屋町の一部
田中町の一部	

(平成 17年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第 200号

奈良市屋外広告物条例(平成 13年奈良市条例第 52号)第 8 条第 2 項の規定により学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区景観保全型広告整備地区における広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置に関する基本方針を定めたので、同条第 4 項の規定により次のとおり公表します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置に関する基本構想

学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区は、けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅を中心とした関西文化学術研究都市の玄関口として、また多様な都市機能が複合する都市拠点として位置づけられている。

集約的な都市機能を持つ、オープンスペース豊かな自然的環境との調和を考慮した街並み形成を目指す地区と

しての方向性を打ち出している。

このような街づくりにおいて都市空間の重要な要素となる屋外広告物のあり方も地域環境に応じた街並みにふさわしい屋外広告景観の形成に努める必要がある。

特に当該地区周辺は緑豊かな自然が残り、自然環境への配慮も必要であることから自然と調和した景観保全を重視した屋外広告景観の形成を推進する。

(1) 自然環境と調和した広告物に関する基本構想

ア 自然と調和した都市景観の保全を図る必要から華美にならず風格を漂わすような落ち着いた広告景観づくりをめざす。

イ 建築物等を含む周辺環境と調和した意匠とする。

ウ 街並みのスカイラインを阻害しないよう軒のラインから下への掲出を誘導する。

エ 市民が交流し、賑わいのある緑豊かな街並みとなるような広告景観づくりをめざす。

(2) 環境と調和した広告物の表示又は設置に関する基本的事項

ア 落ち着いた中高層部分とハイセンスな低層部分
中高層部分は周辺の自然環境と調和のとれたシンプルで落ち着いたデザインとし、低層部分や敷地内に建植する広告物は統一感のあるハイセンスなデザインとする。

イ 街並みに調和した屋外広告物

街並みに調和するよう、建築物に見合った意匠とする。

ウ 屋上広告物の規制

街並みの輪郭を形づくるスカイラインを乱さないよう屋上広告物はできるだけ設置しない。

エ 優しいまちづくりにふさわしい屋外広告物

市民が集い交流し、賑わいのある緑豊かな街並みを損なわない広告物の掲出に努め、歩行者に圧迫感を与えない優しいデザインとする。

2 広告物及びこれを掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区景観保全型広告整備地区における広告景観形成基準は、次のとおりとする。

地域及び場所種別	商業地域 近隣商業地域	第 1 種中高層住居専用地域	大淵鹿ノ畑線
全 広 告	当該地区内に関する表示内容に限ること。ただし、駅、官公庁又は公共施設の案内のためのもの及び行政指導に基づくものを除く。		
	自己用のみとすること。ただし、建植広告は除く。		
全 広 告	1 点滅しないものに限ること。 2 回転しないものに限ること。ただし、車両出庫の警告用は除く。		

塀垣広告物	2 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。	設置しないこと。
広告塔	1 自己外の広告物については設置しないこと。 2 できるだけ集合化しデザイン化を図ること。	設置しないこと。
建植広告物	1 自己外の広告物については設置しないこと。ただし、表示内容が当該地区内に関する案内を目的としたもので、5平方メートル以下のものは除く。 2 できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 3 交通対策等に関するもので行政指導に基づくものは、別に協議すること。	
気球広告物	一般基準を遵守すること。	
アーチ広告物	一般基準を遵守すること。	設置しないこと。
広告幕	一般基準を遵守すること。	
電柱広告物 はり札 はり紙 立看板	設置しないこと。	

(平成 17年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第 201号

奈良市屋外広告物条例(平成 13年奈良市条例第 52号)第 8条第 1項の規定により景観保全型広告整備地区を指定したので、同条例第 31条の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

- 1 景観保全型広告整備地区の名称
学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区景観保全型広告整備地区
- 2 指定年月日
平成 17年 4月 1日
- 3 景観保全型広告整備地区に指定する土地の区域
別図のとおり

別図省略

(平成 17年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第 202号

市の花・木・鳥の指定(平成 10年奈良市告示第 471号)の一部を次のように改正する。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

第 1項中「ナラヤエザクラ」を「ナラノヤエザクラ」に改める。

(平成 17年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第 203号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条大路南一丁目 1 番 30号 社団法人 奈良市シルバー人材センター 理事長 山中 俊彦	放置自転車等移動手数料 放置自転車等保管手数料

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで

(平成 17年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第 204号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
東京都中央区日本橋茅場町 3 丁目 1 番 11号 財団法人 自転車駐車場整備センター 理事長 木内 啓介	奈良市中筋自転車駐車場、奈良市高の原第一自転車駐車場、奈良市高の原第二自転車駐車場及び奈良市高の原第三自転車駐車場の使用料

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで

(平成 17年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第 205号

物		イルミネーションネオンサインは設置しないこと。																																
	色彩	<p>地色については、白、ベージュ、その他これに近い淡色とし、各広告物の表示面積の10分の3以上確保すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>(1) グレー、茶、紺、黒を地色にする場合</p> <p>(2) 建物と広告物の調和が取れている場合</p> <p>(3) 壁の色と同等の場合</p>																																
屋上広告物		<p>1 表示面積は、次の表に定める面積以下であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建物の高さ 建物の幅</th> <th colspan="2">建物の高さ 12m 未満</th> <th colspan="2">建物の高さ 12m 以上</th> </tr> <tr> <th>1 広告物の面積</th> <th>広告物の合計面積</th> <th>1 広告物の面積</th> <th>広告物の合計面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m 未満</td> <td>30㎡以下</td> <td>30㎡以下</td> <td>30㎡以下</td> <td>40㎡以下</td> </tr> <tr> <td>20m 以上 50m 未満</td> <td>40㎡以下</td> <td>45㎡以下</td> <td>40㎡以下</td> <td>60㎡以下</td> </tr> <tr> <td>50m 以上 100m 未満</td> <td>50㎡以下</td> <td>60㎡以下</td> <td>50㎡以下</td> <td>80㎡以下</td> </tr> <tr> <td>100m 以上</td> <td>60㎡以下</td> <td>90㎡以下</td> <td>60㎡以下</td> <td>120㎡以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 自己用のみとすること。</p> <p>3 切り文字形式とすること。</p> <p>4 広告物の高さは、建物の幅が50メートル未満の場合、建物の上端（ペントハウス等の突出部を含まない。）から2メートル以内とし、建物の幅が50メートル以上の場合には3メートル以内とすること。</p>				建物の高さ 建物の幅	建物の高さ 12m 未満		建物の高さ 12m 以上		1 広告物の面積	広告物の合計面積	1 広告物の面積	広告物の合計面積	20m 未満	30㎡以下	30㎡以下	30㎡以下	40㎡以下	20m 以上 50m 未満	40㎡以下	45㎡以下	40㎡以下	60㎡以下	50m 以上 100m 未満	50㎡以下	60㎡以下	50㎡以下	80㎡以下	100m 以上	60㎡以下	90㎡以下	60㎡以下	120㎡以下
	建物の高さ 建物の幅	建物の高さ 12m 未満		建物の高さ 12m 以上																														
1 広告物の面積		広告物の合計面積	1 広告物の面積	広告物の合計面積																														
20m 未満	30㎡以下	30㎡以下	30㎡以下	40㎡以下																														
20m 以上 50m 未満	40㎡以下	45㎡以下	40㎡以下	60㎡以下																														
50m 以上 100m 未満	50㎡以下	60㎡以下	50㎡以下	80㎡以下																														
100m 以上	60㎡以下	90㎡以下	60㎡以下	120㎡以下																														
軒下広告物	全体	<p>広告物の高さは、建物の幅が50メートル未満の場合、建物の上端（ペントハウス等の突出部を含まない。）から2メートル以内とし、建物の幅が50メートル以上の場合には3メートル以内とすること。</p>																																
軒下 壁面 突出 広告物	壁面 広告物	<p>1 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。</p> <p>2 4階以上に掲出するものについては、切り文字形式とすること。</p> <p>3 大きさ、設置高さ等は、建物と調和を図ること。</p>																																
		<p>1 枠付き広告幕は、イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は速やかに撤去すること。</p> <p>2 窓のガラス面へは掲出しないこと。ただし、ガラスのデザインで表示するものやショーウィンドウは除く。</p>	<p>1 枠付き広告幕は掲出しないこと。</p> <p>2 窓のガラス面へは掲出しないこと。</p>																															
	<p>設置個数は、1テナントごとに1壁面3箇所までとすること。</p>	<p>設置個数は、複数テナントであっても1壁面最大3箇所までとすること。</p>																																
突出 広告物	<p>大きさ、設置高さ等は、建物と調和を図ること。</p>																																	
			<p>誘導、案内サインに類するもので表示面積が2平方メートル以下のものに限ること。</p>																															
	<p>1 切り文字形式又は広告板を利用するものに限ること。</p>																																	

地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 158条第 1項の規定により、次の通り徴収の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市三条宮前町 7 番 1 号 財団法人奈良市文化振興センター 理事長 中尾 勝二	なら 100年会館使用料 奈良市美術館使用料
奈良市高畑町 600番地の 1 財団法人 入江泰吉写真美術財団 専務理事 前田 憲一郎	奈良市写真美術館観覧料 奈良市写真美術館駐車場使用料 奈良市写真美術館収蔵写真著作権賃貸料
奈良市井上町 1番地 財団法人 ならまち振興財団 理事長代行 常務理事 清水 統裕	奈良市音声館使用料 名勝大乘院庭園文化館使用料
奈良市二条大路南一丁目 1 番 30号 奈良市市街地開発株式会社 取締役社長 吉村 隼鷹	なら 100年会館駐車場使用料
奈良市脇戸町 3 番地 財団法人 杉岡華邨書道美術財団 理事長 杉岡 正美	奈良市杉岡華邨書道美術館観覧料
奈良市都祁白石町 1,133番地 財団法人奈良市都祁地域振興財団 理事長 北 良晃	奈良市都祁交流センター使用料

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで

(平成 17年 4月 1日揭示済)

奈良市告示第 206号

地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市柏木町 519番地の 7 社団法人奈良市医師会 会長 北岡 孝	奈良市立柳生診療所手数料 奈良市立田原診療所手数料

奈良市総合医療検査センター手数料

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで

(平成 17年 4月 1日揭示済)

奈良市告示第 207号

急性灰白髄炎予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令（昭和 23年政令第 197号）第 5 条の規定により公告します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 予防接種の対象者の範囲

生後 3 月から生後 90 月に至るまでの間にある者

2 予防接種を行う期日及び場所

別紙のとおり

3 接種不適当者

- (1) 下痢が治癒していない者
- (2) 明らかな発熱 (37.5 以上)を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型のアレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
- (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

5 料金

無料

6 その他

不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成 17年 4月 1日揭示済)

奈良市告示第 208号

地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市上三条町 23番地の 4 社団法人奈良市観光協会 会長 谷井 勇夫	奈良市観光センター使用料
奈良市東向中町 28番地 特定非営利活動法人なら・観光ボランティアガイドの会 理事長 山蔭 克己	なら奈良館使用料
奈良市柳生町 155番地の 1 柳生観光協会 会長 徳田 好造	奈良市柳生の里観光施設使用料
奈良市高畑町 1112番地の 1 財団法人奈良市駐車場公社 理事長代行専務理事 池田 宗治	奈良市観光自動車駐車場使用料

計	35,460kI
---	----------

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで
(平成 17年 4月 1日揭示済)

奈良市告示第 209号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45年法律第 13号)第 6 条第 1 項の規定により、平成 17年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 48年奈良市条例第 35号)第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

平成 17年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の発生状況

- (1) 処理計画の範囲 奈良市全域
- (2) 一般廃棄物の発生量(推計)

(単位: t)

種類	発生量
燃やせるごみ	107,441
燃やせないごみ	13,821
大型ごみ	4,527
有害ごみ	6
再生资源	50,862
計	176,657
収集前の減量化・資源化量 (生ごみ堆肥化、古紙回収等)	44,517
収集運搬量(処理量)	132,140
収集運搬後の資源化量 (回収金属等)	14,022

動物の死体	2,400体
-------	--------

し尿	12,980kI
浄化槽汚泥	22,480kI

2 一般廃棄物の処理方法及びその主体
(1) 家庭から排出される一般廃棄物

種 類	収集・運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	市民の協力義務等
燃やせるごみ(台所ごみ・木くず・再生の効かない紙くず等)	週 2 回収集 (市・委託)	焼却処理(市)	埋立処分(市・委託)	(1) 燃やせるごみ・燃やせないごみ等に分別し、各別の容器(袋を含む)に収納して、決められた日時・場所に持ち出すこと。
燃やせないごみ(ガラス類・陶器類・金属類等)	月 1 回収集 (市・委託)	破碎処理(市)	破碎処理後、可燃不燃物は埋立、可燃物は焼却、金属類は資源化(市・委託)	(2) 廃棄物が飛散し、流失し、又は悪臭が発散しないようにするとともに、その容器(袋を含む)を常に清潔にし、又は処理を著しく困難にし、処理施設の機能に支障が生ずる物を排出しないこと。
大型ごみ(家具類・寝具類・電化製品等) 特定家庭用機器等を除く	電話等申し込みによる 収集(市・委託)	破碎処理(市)	破碎処理後、可燃不燃物は埋立、可燃物は焼却、金属類は資源化(市・委託)	(3) 廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、市の施策に協力すること。
有害ごみ(水銀体温計・廃蛍光管・使用済み乾電池等)	大型ごみの収集の際に 収集(市・委託)	ドラム缶詰(市)	専門業者へ処分委託(委託)	(4) 家庭から排出される古紙類、布類、空き缶、ガラスびん、その他プラスチック、発泡スチロール食品トレー、ペットボトル、飲料用紙パックの資源化及び再利用可能な物は再利用に努めること。
その他プラスチック	毎週水曜日収集 (市・委託)	選別・梱包(委託)	指定法人へ処分委託(委託)	(5) 空き缶、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、その他プラスチック、発泡スチロール食品トレー等の資源化の際は、資源化不適合物の異物を混入しないこと。
ガラスびん	月 1 回収集 (市・委託)	選別・保管(委託)	指定法人へ処分委託(委託)	(6) 商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めること。
ペットボトル	公民館を拠点に収集 (委託)	選別・圧縮(委託)	資源回収業者・専門業者へ売却(委託)	(7) その他プラスチックは、ダイオキシン削減対策及び再資源化を目的とするため、燃やせるごみ、燃やせないごみに混入しないよう分別に努めること。
発泡スチロール食品トレー	月 1 回収集 (市・委託)	選別・保管(委託)	資源回収業者・専門業者へ売却(委託)	
飲料用紙パック		選別・保管(委託)		
空き缶		選別・圧縮(委託)		

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物				事業者の協力義務等
種類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	
燃やせるごみ	事業者自らの責任で行うもののほか、市の許可する一般廃棄物収集運搬業者へ依頼（排出者・一般廃棄物収集運搬業者）	焼却処理・破碎処理及び選別保管（市・委託）	事業者自らの責任で行うもののほかは、埋立処分または専門業者、資源回収業者へ処分委託（市・委託）	(1) 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期使用の可能な製品の開発等をする事、容器等の過剰な使用の抑制等を図ることにより、廃棄物の発生を抑制するように努めること。 (2) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、再生利用等を行いその減量に努め、又、製造・販売する製品・容器等が廃棄物となった場合にその処理が困難にならないよう技術開発に努めること。 (3) 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を市が設置する処理施設へ搬入する際は、市長の承認を受けるとともに処分しやすいように大別し、かつ、焼却、圧縮、破碎等の前処理に努めること。 (4) 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力すること。 (5) 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる事業者は、一般廃棄物の減量に関する計画書を毎年1回市長に提出すること。 (6) 事業者は許可業者に収集運搬を委託する場合にはにおいても分別排出を基本とする契約をすること。
燃やせないごみ				
再生資源				
肉骨粉	土、日、祝日を除く毎日（委託）	焼却処理（委託）	埋立処分（委託）	
動物の死体				
種類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	市民の協力義務等
動物の死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、申し出により収集（排出者・市）	焼却処理（市）	埋立処分（市）	自らの責任で処理できない時は、遅滞なく市長に申し出てその指示に従わなければならない。
し尿及び浄化槽汚泥				
種類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	市民事業者の協力義務等
し尿	おおむね月1回収集（委託）	膜分離高負荷脱窒素処理方式及びメタン発酵・堆肥化・焼却処理（市）、月ヶ瀬・都祁地域は高濃度二段活性汚泥法（山辺環境衛生組合）	堆肥化（市） 埋立処分（委託） 月ヶ瀬・都祁地域は海洋投棄（委託）	(1) し尿の収集開始・廃止・変更の届出は必ず行うこと。 (2) 便槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。
浄化槽汚泥	浄化槽清掃許可業者が浄化槽清掃の際に収集（一般廃棄物収集運搬業者）		浄化槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。	

- (5) 市が一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の指定
- 1 紙くず
 - 2 木くず
 - 3 繊維くず
 - 4 下水道汚泥
- 3 処理計画
- (1) ごみ処理実施計画
- 1 ごみの排出抑制・再資源化計画
 - ア 排出抑制及び資源化の方法

区分	取り組み	具体的な内容
キャンペーン・イベント等	ならりサイクルフェスタ実行委員会	行政と市民団体によりリサイクルフェスタの運営組織をつくり、活動を展開する。
	ごみゼロフェスタ(春) 環境フェスティバル(秋)	ごみ問題に対する市民意識の高揚と市民全体のごみ減量実践活動として環境清美センターにて毎年春と秋に開催する。
	ごみ減量・リサイクル実践優良団体等表彰制度(地球環境賞)	民間主導型でのごみ減量・リサイクル実践活動の拡大を図るため、市内で実践活動に取り組み、成果をあげている団体や事業所を顕彰する。
	ごみ減量化等啓発作品の募集	廃棄物問題に対する意識啓発を目的に、市内の小・中学校から啓発ポスターを募集し表彰する。
印刷媒体等による啓発	奈良市のごみの分け方と出し方	ごみの処理と分別・リサイクルについて記載したチラシ(英語版・中国語版・韓国語版も有り)を作成する。
	ごみ・再生資源収集カレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市のごみ事典	ごみ種類別の分別基準・排出先・ルール的事典を作成する。

リサイクル推進教育 家庭から排出される一般廃棄物	ごみの出し方 Q & A	ごみの分別やりサイクルの取り組み等のパンフレットを転入時に市民課窓口等で配布する。
	啓発用ビデオ・DVDの貸し出し	ごみ減量を啓発する内容のビデオ・DVDを制作し、見学会、学習会等で活用する。
	くらしとごみ	小学校4年生を対象にした、社会科学学習用副読本を制作し、市内の小学校4年生の生徒全員に配布する。
	ごみ懇談会	ごみ減量・リサイクル学習会の参加者(OB)が中心になり、ごみ減量などを考え、行動するための組織をつくり、活動を展開する。
	小・中学校での空き缶回収	小・中学校の児童・生徒の環境学習の一環として、空き缶回収を実施する。
	全市での再生資源分別収集	その他プラスチック：週1回。ガラスびん、空き缶、ペットボトル、飲料用紙パック：月1回収集する。
	公共施設等での再生資源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所において、空き缶・発泡スチロール食品トレイ・ペットボトル・飲料用紙パックの拠点回収を実施する。
	新聞・雑誌・ダンボール・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。
		環境清美センター内の
	再生資源回収	

そ の 他	資源回収作業所での家具・家電製品等の再生	資源回収作業場で、電話受付により回収または市民が持ち込んだ再生可能な家具・家電製品等を再生する。	事業活動に伴って排出される一般廃棄物 その他		運営に努める。
	粗大ごみ処理施設等での金属類回収	粗大ごみ処理施設で鉄・アルミ等を回収し資源化する。		汚泥発酵肥料（畑楽）の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を生ごみと混合し、汚泥発酵肥料（畑楽）を製作する。
	乾電池・蛍光灯等	環境清美工場へ搬入された乾電池・蛍光灯等を資源化する。		事業所学習会	多量排出事業所を対象に、ごみ処理の現状や実践活動について学習会を行う。
	町内清掃草木処理委託	市が収集している町内清掃の草木を市内の処分業許可業者に処理委託し資源化（チップ化）する。		ガラスびん等有効利用	事業系ガラスびんを使用し、インターロッキングブロックを製作する。
	生ごみ処理機器購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMぼかし専用容器）及び電気式生ごみ処理機の購入者に対し、助成金を交付する。		事業系指定ごみ袋モデル事業	事業系ごみの指定袋制度等の方策を検討し、監視・指導の確実性を高める。
	環境清美工場見学	奈良市内全小学校4年生及び団体を対象に、工場見学を実施し、ごみ処理の実態を知らせることでごみ減量を啓発する。		多量排出事業所への減量指導	多量排出事業所に対し、減量計画書の記載事項を踏まえた立ち入り指導を行う。
	ガス抜き器具配布	スプレー缶による事故の未然防止の為希望者にガス抜き器具を配布する。			
	レジ袋の減量	市内のスーパー等レジ袋を大量に配布する事業所及び市民にマイバッグ運動を推進する。			
	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理			

イ 収集前の資源化量		
	区 分	資源化量(単位t / 年)
自家処理	生ごみ堆肥化	2,264
再資源化	集団回収・資源回収作業所	22,002
	剪定枝等のグリーンコンポスト化	346
	店頭回収及び発生抑制	1,323
	事業所減量計画	18,582
合 計		44,517

ウ 収集後の資源化量			
区 分	資源化量(単位t / 年)	区 分	資源化量(単位t / 年)
空き缶	1,016	飲料用紙パック	122
ガラスびん	2,577	発泡スチロール食品トレー	5
ペットボトル	375	乾電池・蛍光灯	6
その他プラスチック	6,121	施設での回収金属類等	3,138

町内清掃草木	600	生ごみ(衛生浄化センター)	62
		合計	14,022

2 収集・運搬計画 区域 奈良市全域(371,700人)

ア 収集運搬する廃棄物の量(推計)

(単位: t)

種類	市収集		許可業者	一般持込	計
	直営	委託			
燃やせるごみ	51,708	6,288	40,152	5,240	103,388
燃やせないごみ	4,592	894	2,973	5,362	13,821
大型ごみ	4,210	317			4,527
有害ごみ	4	2			6
その他プラスチック	5,683	438			6,121
再生資源	3,869	288			4,157
肉骨粉		120			120
計	70,066	8,347	43,125	10,602	132,140
動物の死体(体)	2,200			200	2,400

イ 収集運搬の主体

区分	種類	市	(株)清美公社	許可業者	民間委託
家庭系	ごみ				
	資源				
事業系	ごみ				
	資源				
	肉骨粉				

許可業者は奈良市一般廃棄物(ごみ)の処理業の許可指針に掲げる業者とする。

ウ 収集の方法

市が行う定期収集のものについては、ステーション方式及び各戸収集によるものとし、今後も引き続きステーション方式の推進を図る。

3 中間処理計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物(推計)を中間処理する。

ア 焼却施設

所在地	奈良市左京五丁目2番地		
名称	奈良市環境清美工場		
形式	全連続燃焼式		
処理能力	480t / 24H		
操業形態	直営		
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ及び動物の死体		
処理量	燃やせるごみ	103,388t	
	破碎可燃ごみ	9,672t	

	合計	113,060t
	動物の死体	2,400体
残渣量	18,105t	
残渣処分先	南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 緊急時一般廃棄物最終処分場 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場	

イ 破碎施設

所在地	奈良市左京五丁目2番地
名称	粗大ごみ処理施設
形式	横軸スイングハンマー
処理能力	100t / 5 H
操業形態	直営
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ及び大型ごみ
処理量	16,120t
残渣量	3,224t
残渣処分先	南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 緊急時一般廃棄物最終処分場

ウ 空き缶資源化施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目28番地
名称	空き缶選別作業所
形式	機械選別及び圧縮
処理能力	9.2t / 5 H
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	空き缶
処理量	1,006t

エ ペットボトル資源化施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目28番地
名称	ペットボトル圧縮梱包作業所
形式	圧縮及び梱包
処理能力	2 t / 5 H
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル
処理量	375t

オ 肉骨粉リサイクル施設

所在地	兵庫県姫路市飾磨区中島305番地2
名称	新日本開発株式会社
形式	ロータリーキルン&ストーカー炉
処理能力	216t / 日
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	肉骨粉

棄物の種類	
処理量	120t

カ 有害ごみ資源化施設

所在地	北海道常呂郡留辺茂町字富士見 217- 1
名称	野村興産株式会社
処理方法	焙焼処理・水銀回収等
処理能力	60t / 日
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等
処理量	6 t

キ 草木(剪定・枝木)資源化施設

所在地	奈良市内
名称	草木(剪定・枝木)資源化施設
処理方法	チップ化等
処理能力	5 t / 日
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	草木(剪定・枝木)
処理量	600t

ク その他プラスチック資源化施設

所在地	北九州市戸畑区飛幡町1番1号
名称	新日本製鉄(株)八幡製鉄所製鉄部プラスチックリサイクルグループ
処理方法	コークス炉化学原料化
処理する廃棄物の種類	その他プラスチック
処理量	6,121t

4 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物(推計)を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場
第2工区)

所在地	奈良市米谷町185番地 他
敷地面積	82,920㎡
埋立面積	59,000㎡
埋立容量	937,610㎥
残余埋立容量	870,822㎥
操業形態	直営
埋立対象	焼却灰、破碎不燃物、土砂及びガレキ
処分量	15,630t

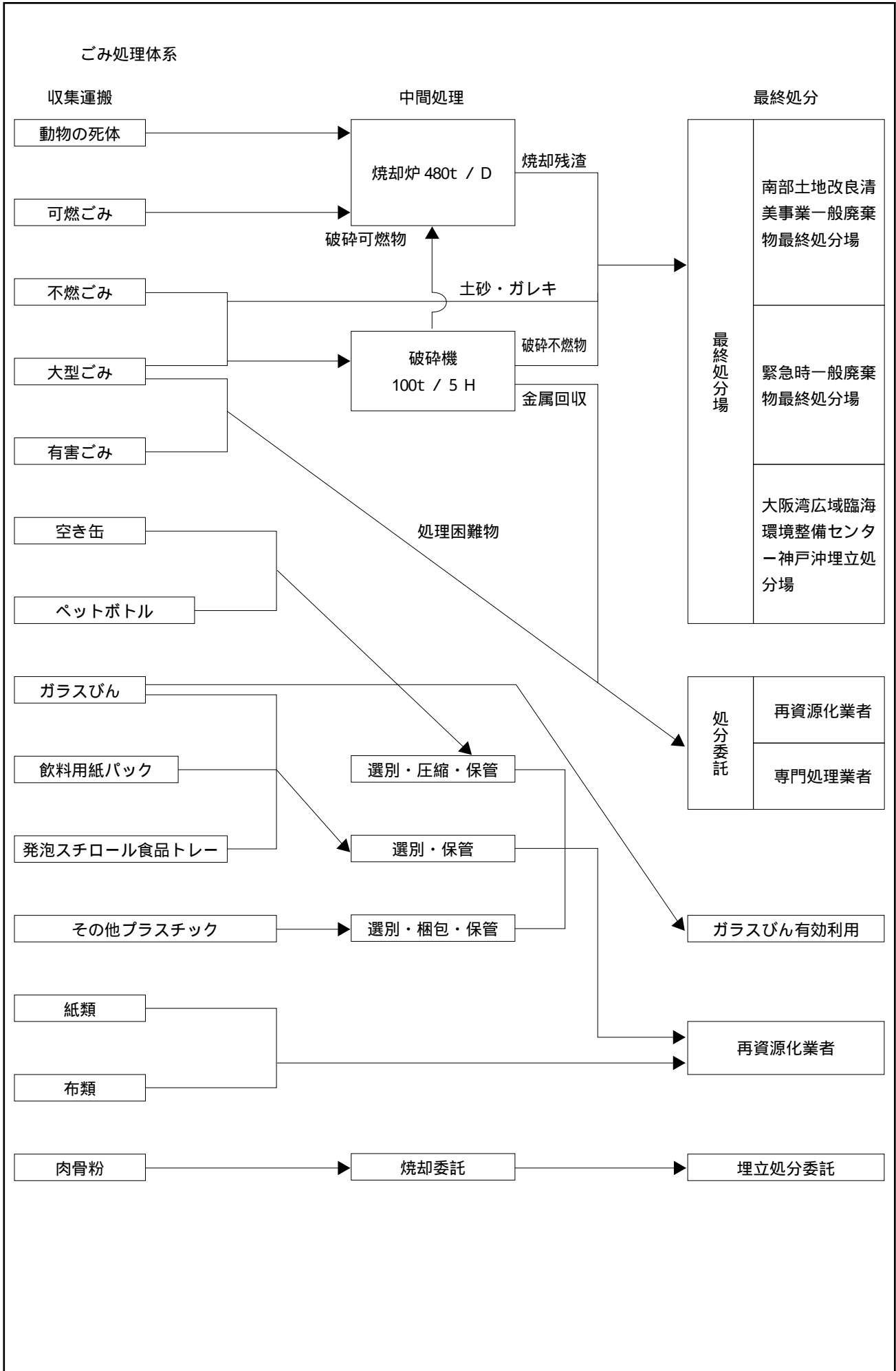
イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	奈良市奈良阪町字道幸坊谷132番地 他
敷地面積	46,611㎡

埋立面積	27,400㎡
埋立容量	264,403㎥
残余埋立容量	25,400㎥
操業形態	直営
埋立対象	焼却灰、破碎不燃物、土砂及びガレキ
処分量	3,448t

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

所在地	神戸市東灘区向洋町地先
処分場面積	88ha
埋立容量	1,500万㎥
埋立対象	焼却灰
処分量	2,600t
埋立計画	委託により大阪湾広域臨海環境整備センター神戸基地に搬入



6 その他
ア 市が収集しない一般廃棄物

区分	品目	処理方法
排出禁止物	(ア) 有害な物(薬品類、農薬、劇薬等) (イ) 危険性のある物(自動車用バッテリー、消火器等) (ウ) 引火性のある物(ガソリン、灯油、プロパンガス等) (エ) ニカド、リチウム、ボタン電池 (オ) 特別管理一般廃棄物に指定されている物(PCB含有物、感染性廃棄物) (カ) その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生じる物(農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ等)	排出者自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、購入した店に引取りを依頼すること
	(キ) 資源の有効な利用の促進に関する法律第二条第十二項に定めるパーソナルコンピューター	排出者自らが製造業者等に処分を依頼し資源化を図ること
特定家庭用機器等	テレビジョン受信機・電気冷蔵庫・電気洗濯機・エアコンディショナー・電気冷凍庫	購入した小売店、又は買い換えの場合購入する小売業者へ引取りを依頼するか、若しくは自ら指定引取り場所へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図ること
一時多量ごみ	引越し等、臨時に出る多量ごみ	市の施設へ自己搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼すること

(2) し尿・汚泥(汲み取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥をいう)処理実施計画
収集運搬計画(推計)

ア し尿
おおむね月1回、市の委託した業者により収集する。

汲み取り戸数 7,841戸
汲み取り人口 14,623人
計画収集量 12,980 kl

イ 浄化槽汚泥

排出者の申し込みにより、市の許可した業者により随時収集する。

浄化槽設置基数 14,477基
浄化槽人口 61,742人
計画収集量 22,480 kl

中間処理計画(処理量及び残渣量は推計)
奈良市衛生浄化センター

所在地	奈良市大安寺西二丁目28番地	
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式及びメタン発酵・堆肥化(焼却)	
処理能力	90kl / 日	生ごみ 3.4t / 日
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	し尿・浄化槽汚泥及び生ごみ	
処理量	し尿	12,045 kl
	浄化槽汚泥	18,980 kl
	合計	31,025 kl
	生ごみ	62t
残渣量	200t	
堆肥化	230t	
残渣処分先	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場	

山辺環境衛生組合 山辺衛生センター

所在地	奈良県山辺郡山添村大字遅瀬238番地	
処理方法	高濃度二段活性汚泥法+高度処理	
処理能力	20kl / 日	
操業形態	一部事務組合	
処理する廃棄物の種類	し尿・浄化槽汚泥	
処理量	し尿	934 kl
	浄化槽汚泥	3,500 kl
	合計	4,434 kl
残渣量	6 m ³ (山添村分含む)	
堆肥化	汚泥炭化肥料 25t(山添村分含む)	
残渣処分先	海洋投棄	

3 最終処分計画 旧奈良市分(処分量は推計)

大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

所在地	神戸市東灘区向洋町地先	
処分場面積	88ha	
埋立容量	1,500万m ³	
埋立対象	焼却灰	
処分量	200t	

埋立計画	委託により大阪湾広域臨海環境整備センター神戸基地に搬入した後、同センターにより埋立処分される。
------	---

月ヶ瀬・都祁地域（処分量は推計）

埋立対象	残渣
処分量	6 m(山添村分含む)
残渣処分先	海洋投棄

市民等に対する広報・啓発活動
浄化槽清掃業許可業者を市広報誌「しみんだより」に掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業所への啓発活動を行う。

(平成 17年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第 210号

地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市大安寺西三丁目 10番 21号 株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 西井 弘蔵	奈良市一般廃棄物 処理手数料(し尿)

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで

(平成 17年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第 211号

地方公営企業法（昭和 27年法律第 292号）第 33条の 2の規定に基づき、次のとおり徴収の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27年政令第 403号）第 26条の 4 第 1項の規定に基づき告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
東京都千代田区平河町二丁目 6番 3号 都道府県会館 社団法人 地域医療振興協会 理事長 吉新 通康	市立奈良病院使用 料及び手数料

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで

(平成 17年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第 212号

地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 158条第

1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市橋本町 3番地の 1 財団法人 奈良市商業振興センター 理事長 林 啓文	奈良マーチャント シードセンター使用 料

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで

(平成 17年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第 213号

地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市井上町 11 財団法人 ならまち振興財団 理事長代行 常務理事 清水 統裕	なら工芸館使用料

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで

(平成 17年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第 214号

地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市二条大路南一丁目 1番 1号 財団法人 奈良市勤労者福祉サ ビスセンター 理事長 林 啓文	奈良市勤労者総合 福祉センター使用 料

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで

(平成 17年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第 215号

地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市高畑町 1116番地の6 社団法人 奈良県獣医師会 会長 宗 武司	狂犬病予防注射済 票交付手数料

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで
(平成 17年 4月 1日揭示済)

奈良市告示第 216号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条大路南一丁目 1番 30号 奈良市市街地開発株式会社 取締役社長 吉村 隼鷹	奈良市営JR奈良駅 第 1 駐車場使用料 奈良市営JR奈良駅 第 2 駐車場使用料

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで
(平成 17年 4月 1日揭示済)

奈良市告示第 217号

予防接種法(昭和 23年法律第 68号)第 3条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和 23年政令第 197号)第 4条第 1項及び第 5条の規定により、次のとおり公告します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア ・百日せき ・破傷風 (三種混合)	生後 3月 から生後 90月に至るまでの間にある者	平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで	別紙のとおり
麻疹	生後 12月 から生後 90月に至るまでの間にある者		
	生後 12月 から生後		

風しん	90月に至るまでの間にある者		
日本脳炎	平成 17年 4月 1日以前の生れで生後 90月に至るまでの間にある者	平成 17年 4月 1日から同年 7月 31日まで	

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱(37.5以上)を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー(即時型のアレルギーのなかで最も迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
- (4) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後 2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

4 料金

- (1) ジフテリア・百日せき・破傷風、麻疹及び風しんは無料
- (2) 日本脳炎は 1回につき 500円。ただし、予防接種法第 24条ただし書きの規定により生活保護世帯からの実費徴収は行わない。
- (3) 予防接種通知書を持参しない者は有料(全額負担)

5 その他

不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成 17年 4月 1日揭示済)

奈良市告示第 218号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 244条の 2第 3項の規定により、奈良市月ヶ瀬福祉センターの指定管理者を指定したので、次のとおり告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条大路一丁目 9番 10号
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会
会長 鍵田 忠兵衛

2 指定管理者の指定の期間

平成 17年 4月 1日から平成 22年 3月 31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市月ヶ瀬福祉センターの運営に関する事。
 - (2) 奈良市月ヶ瀬福祉センター内の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。
- (平成 17年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第 219号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 受託者・収納事務

受 託 者	収 納 事 務
奈良市三条大路一丁目 9 番 10号 社会福祉法人 奈良市社会福祉協 議会 副会長 野崎 善男	奈良市都祁福祉セ ンター使用料

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで
(平成 17年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第 220号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 受託者・収納事務

受 託 者	収 納 事 務
奈良市三条大路一丁目 9 番 10号 社会福祉法人 奈良市社会福祉協 議会 副会長 野崎 善男	奈良市月ヶ瀬福祉 センター使用料

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで
(平成 17年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第 221号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市井上町 1番地 財団法人ならまち振興財団	奈良市ならまちセ

理事長代行 常務理事 清水 統裕	ンター使用料
奈良市高畑町 111番地の 1 財団法人奈良市駐車場公社 理事長職務代行 専務理事 池田 宗治	奈良市ならまちセ ンター内地下駐車 場使用料
奈良市三条宮前町 7 番 1 号 財団法人奈良市文化振興センター 理事長 中尾 勝二	奈良市西部会館市 民ホール使用料
奈良市三条宮前町 7 番 1 号 財団法人奈良市文化振興センター 理事長 中尾 勝二	奈良市北部会館市 民文化ホール使用 料

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで
(平成 17年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第 222号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市法蓮町 153番地 財団法人 奈良市スポーツ 振興事業団 理事長 中尾 勝二	奈良市鴻ノ池陸上競技場 使用料 奈良市中央体育館使用料 奈良市中央第二体育館使 用料 奈良市鴻ノ池球場使用料 奈良市緑ヶ丘球場使用料 奈良市鴻ノ池テニスコ ート使用料 奈良市青山テニスコ ート使用料 奈良市佐保山テニスコ ート使用料 奈良市柏木テニスコ ート使用料 奈良市黒谷テニスコ ート使用料 奈良市平城第一テニスコ ート使用料 奈良市平城第二テニスコ ート使用料 奈良市大亀谷テニスコ ート使用料 奈良市柏木球技場使用料 奈良市黒谷球技場使用料

奈良市平城第一球技場使用料
 奈良市平城第二球技場使用料
 奈良市奈良阪球技場使用料
 奈良市中ノ川球技場使用料
 奈良市登美ヶ丘球技場使用料
 奈良市西部生涯スポーツセンター
 テニスコート使用料
 ゲートボール場使用料
 球技場使用料
 クラブハウス使用料
 屋内温水プール使用料
 体育館使用料
 奈良市南部生涯スポーツセンター
 体育館使用料
 テニスコート使用料
 多目的コート使用料
 球技場使用料

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで
 (平成 17年 4月 1日揭示済)

奈良市告示第 223号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市法蓮町 153番地 財団法人 奈良市武道振興会 理事長 西田 照夫	奈良市中央武道場使用料 奈良市中央第二武道場使用料 奈良市弓道場使用料 奈良市鴻ノ池相撲場使用料 奈良市青年の家交楽館使用料

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで
 (平成 17年 4月 1日揭示済)

奈良市告示第 224号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市三条大路一丁目 9番 10号 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 副会長 野崎 善男	奈良市ならやま屋内温水プール使用料

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで
 (平成 17年 4月 1日揭示済)

奈良市告示第 225号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市都祁白石町 122番地の 3 財団法人 奈良市都祁地域振興財団 理事長 北 良晃	奈良市都祁体育館使用料 奈良市都祁球技場使用料

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで
 (平成 17年 4月 1日揭示済)

奈良市告示第 226号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市七条一丁目 8番 16号 奈良市七条地区自治連合会 会長 吉沢 榮敏	奈良市七条コミュニティスポーツ会館使用料
奈良市南紀寺五丁目 2番地 奈良市南紀寺五丁目第 1自治会 会長 西岡 利文	奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館使用料

奈良市朱雀六丁目 8 - 4 平城ニュータウンスポーツ協会 会長 福井 勝治	奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館使用料
奈良市邑地町 2964 奈良市邑地町自治会 会長 小北 博也	奈良市邑地コミュニティスポーツ広場使用料
奈良市古市町 26番地の 3 奈良市東市地区自治連合会 会長 藤井 久雄	奈良市東市コミュニティスポーツ会館使用料
奈良市朱雀六丁目 8 - 4 平城ニュータウンスポーツ協会 会長 福井 勝治	奈良市高の原コミュニティスポーツ会館使用料
奈良市下狭川町 160番地 奈良市狭川地区自治連合会 会長 中 芳久	奈良市狭川コミュニティスポーツ広場使用料
奈良市矢田原町 1124	奈良市田原コミュニティ

奈良市田原地区自治連合会 会長 東尾 善弘	スポーツ広場使用料
奈良市月ヶ瀬石打 2375- 2 石打自治会 会長 西脇 正晃	奈良市石打コミュニティ スポーツプール使用料

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで
(平成 17年 4月 1日掲示済)

奈良市告示第 227号

道路法(昭和 27年法律第 180号)第 10条の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図書は、公示の日から 1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	中部第 105号線	右京一丁目 6 番地先から	右京一丁目 7 番地先まで	L = 143.3 W = 7.8
2	西部第 763号線	三碓七丁目 29番地先から	帝塚山南三丁目 133番 19地先まで	L = 1180.4 W = 8.0~ 37.0
3	西部第 796号線	三碓五丁目 176番地先から	三碓五丁目 184番地先まで	L = 484.9 W = 2.4~ 10.4
4	西部第 1141号線	三碓六丁目 69番地先から	帝塚山南二丁目 337番 14地先まで	L = 777.2 W = 12.0~ 17.4

(平成 17年 4月 1日掲示済)

奈良市告示第 228号

道路法(昭和 27年法律第 180号)第 8条の規定に基づき、次の路線を本市の市道路線に認定します。

その関係図書は、公示の日から 1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	南部第 674号線	神殿町 229番 6 地先から	神殿町 230番 5 地先まで	L = 101.3 W = 4.0~ 6.0
2	中部第 105号線	右京一丁目 6 番地先から	右京一丁目 7 番地先まで	L = 145.8 W = 8.0
3	中部第 1418号線	平松一丁目 3番 1 地先から	平松一丁目 65番 1 地先まで	L = 126.4 W = 4.0
4	中部第 1419号線	山陵町 112番 3 地先から	山陵町 113番 1 地先まで	L = 307.2 W = 4.0~ 6.0
5	西部第 763号線	三碓七丁目 29番地先から	三碓町 132番 68地先まで	L = 1393.3 W = 8.0~ 37.2
6	西部第 796号線	三碓五丁目 176番地先から	三碓五丁目 181番 1 地先まで	L = 349.3 W = 2.4~ 10.4

7	西部第114号線	三碓六丁目96番地先から	中町583番8地先まで	L = 2197.6 W = 6.0~ 20.1
8	西部第122号線	三碓町132番10地先から	三碓町132番10地先まで	L = 523.4 W = 6.0
9	西部第122号線	三碓町132番2地先から	三碓町132番20地先まで	L = 202.1 W = 6.0
10	西部第122号線	三碓町132番28地先から	三碓町132番19地先まで	L = 84.2 W = 6.0
11	西部第122号線	三碓町132番22地先から	三碓町132番20地先まで	L = 30.0 W = 4.0
12	西部第122号線	三碓町132番17地先から	三碓町132番24地先まで	L = 91.4 W = 4.0~ 6.0
13	西部第122号線	三碓町132番19地先から	三碓町132番16地先まで	L = 90.0 W = 4.0
14	西部第122号線	三碓町132番7地先から	三碓町132番12地先まで	L = 432.3 W = 6.0
15	西部第123号線	三碓町132番12地先から	三碓町132番15地先まで	L = 201.6 W = 6.0
16	西部第123号線	三碓町132番23地先から	三碓町132番24地先まで	L = 52.5 W = 4.0
17	西部第123号線	三碓町132番20地先から	三碓町132番9地先まで	L = 14.0 W = 4.0
18	西部第123号線	三碓町132番7地先から	三碓町132番12地先まで	L = 4.5 W = 4.0
19	西部第123号線	三碓町132番6地先から	三碓町132番4地先まで	L = 366.6 W = 6.0
20	西部第123号線	三碓町132番4地先から	帝塚山中町100番61地先まで	L = 15.0 W = 6.0
21	西部第123号線	帝塚山中町100番62地先から	帝塚山中町100番62地先まで	L = 87.4 W = 6.0
22	西部第123号線	三碓五丁目180番1地先から	三碓五丁目172番5地先まで	L = 468.0 W = 10.0
23	西部第123号線	三碓五丁目181番24地先から	三碓五丁目183番1地先まで	L = 61.0 W = 6.5~ 8.0
24	西部第123号線	三碓五丁目182番5地先から	三碓五丁目181番23地先まで	L = 169.0 W = 6.0
25	西部第124号線	三碓五丁目181番35地先から	三碓五丁目179番14地先まで	L = 91.0 W = 6.0
26	西部第124号線	三碓五丁目179番23地先から	三碓五丁目172番6地先まで	L = 107.0 W = 6.0
27	西部第124号線	三碓五丁目172番6地先から	三碓五丁目172番52地先まで	L = 131.0 W = 6.0
28	西部第124号線	三碓五丁目172番36地先から	三碓五丁目172番8地先まで	L = 214.0 W = 6.0~ 8.0
29	西部第124号線	三碓五丁目172番23地先から	三碓五丁目172番19地先まで	L = 26.0 W = 6.0~ 8.0
30	西部第124号線	三碓五丁目172番34地先から	三碓五丁目172番26地先まで	L = 29.0 W = 6.0~ 8.0
31	西部第124号線	三碓五丁目176番2地先から	三碓五丁目179番34地先まで	L = 647.0 W = 4.0~ 6.0

32	西部第 124号線	三碓五丁目 179番 4地先から	三碓五丁目 172番 10地先まで	L = 189.0 W = 6.0
33	西部第 124号線	三碓五丁目 172番 9地先から	三碓五丁目 172番 10地先まで	L = 118.0 W = 6.0
34	西部第 124号線	三碓五丁目 172番 8地先から	三碓五丁目 172番 8地先まで	L = 31.0 W = 4.0

(平成 17年 4月 1日 掲示済)

その関係図書は、公示の日から 1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市告示第 229号

道路法(昭和 27年法律第 180号)第 18条第 1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	南部第 67号線	神殿町 22番 6地先から	神殿町 23番 5地先まで	L = 101.3 W = 4.0~ 6.0
2	中部第 105号線	右京一丁目 6番地先から	右京一丁目 7番地先まで	L = 145.8 W = 8.0
3	中部第 141号線	平松一丁目 3番 1地先から	平松一丁目 6番 1地先まで	L = 126.4 W = 4.0
4	中部第 141号線	山陵町 112番 3地先から	山陵町 113番 1地先まで	L = 307.2 W = 4.0~ 6.0
5	西部第 76号線	三碓七丁目 2番地先から	三碓町 132番 6地先まで	L = 1393.3 W = 8.0~ 37.2
6	西部第 79号線	三碓五丁目 176番地先から	三碓五丁目 181番 1地先まで	L = 349.3 W = 2.4~ 10.4
7	西部第 114号線	三碓六丁目 96番地先から	中町 583番 8地先まで	L = 2197.6 W = 6.0~ 20.1
8	西部第 122号線	三碓町 132番 10地先から	三碓町 132番 10地先まで	L = 523.4 W = 6.0
9	西部第 122号線	三碓町 132番 2地先から	三碓町 132番 20地先まで	L = 202.1 W = 6.0
10	西部第 122号線	三碓町 132番 2地先から	三碓町 132番 19地先まで	L = 84.2 W = 6.0
11	西部第 122号線	三碓町 132番 20地先から	三碓町 132番 20地先まで	L = 30.0 W = 4.0
12	西部第 122号線	三碓町 132番 17地先から	三碓町 132番 24地先まで	L = 91.4 W = 4.0~ 6.0
13	西部第 122号線	三碓町 132番 19地先から	三碓町 132番 16地先まで	L = 90.0 W = 4.0
14	西部第 122号線	三碓町 132番 7地先から	三碓町 132番 12地先まで	L = 432.3 W = 6.0
15	西部第 123号線	三碓町 132番 12地先から	三碓町 132番 15地先まで	L = 201.6 W = 6.0
16	西部第 123号線	三碓町 132番 23地先から	三碓町 132番 24地先まで	L = 52.5 W = 4.0
17	西部第 123号線	三碓町 132番 20地先から	三碓町 132番 9地先まで	L = 14.0 W = 4.0
18	西部第 123号線	三碓町 132番 7地先から	三碓町 132番 12地先まで	L = 4.5 W = 4.0

19	西部第 123号線	三碓町 132番 6地先から	三碓町 132番 4地先まで	L = 366.6 W = 6.0
20	西部第 123号線	三碓町 132番 4地先から	帝塚山中町 100番 61地先まで	L = 15.0 W = 6.0
21	西部第 123号線	帝塚山中町 100番 62地先から	帝塚山中町 100番 62地先まで	L = 87.4 W = 6.0
22	西部第 123号線	三碓五丁目 180番 1地先から	三碓五丁目 172番 5地先まで	L = 468.0 W = 10.0
23	西部第 123号線	三碓五丁目 181番 2地先から	三碓五丁目 183番 1地先まで	L = 61.0 W = 6.5~ 8.0
24	西部第 123号線	三碓五丁目 182番 5地先から	三碓五丁目 181番 23地先まで	L = 169.0 W = 6.0
25	西部第 124号線	三碓五丁目 181番 35地先から	三碓五丁目 179番 14地先まで	L = 91.0 W = 6.0
26	西部第 124号線	三碓五丁目 179番 23地先から	三碓五丁目 172番 6地先まで	L = 107.0 W = 6.0
27	西部第 124号線	三碓五丁目 172番 6地先から	三碓五丁目 172番 52地先まで	L = 131.0 W = 6.0
28	西部第 124号線	三碓五丁目 172番 36地先から	三碓五丁目 172番 8地先まで	L = 214.0 W = 6.0~ 8.0
29	西部第 124号線	三碓五丁目 172番 23地先から	三碓五丁目 172番 19地先まで	L = 26.0 W = 6.0~ 8.0
30	西部第 124号線	三碓五丁目 172番 34地先から	三碓五丁目 172番 26地先まで	L = 29.0 W = 6.0~ 8.0
31	西部第 124号線	三碓五丁目 176番 2地先から	三碓五丁目 179番 34地先まで	L = 647.0 W = 4.0~ 6.0
32	西部第 124号線	三碓五丁目 179番 40地先から	三碓五丁目 172番 108地先まで	L = 189.0 W = 6.0
33	西部第 124号線	三碓五丁目 172番 93地先から	三碓五丁目 172番 100地先まで	L = 118.0 W = 6.0
34	西部第 124号線	三碓五丁目 172番 83地先から	三碓五丁目 172番 88地先まで	L = 31.0 W = 4.0

(平成 17年 4月 1日 掲示済)

奈良市告示第 230号

道路法(昭和 27年法律第 180号)第 18条第 2項の規定に基づき、平成 17年 4月 1日から次のように道路の供用

を開始します。

その関係図書は、公示の日から 1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成 17年 4月 1日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	南部第 67号線	神殿町 229番 6地先から	神殿町 230番 5地先まで	L = 101.3 W = 4.0~ 6.0
2	中部第 1418号線	平松一丁目 3番 1地先から	平松一丁目 65番 1地先まで	L = 126.4 W = 4.0
3	中部第 1419号線	山陵町 112番 3地先から	山陵町 113番 1地先まで	L = 307.2 W = 4.0~ 6.0
4	西部第 763号線	三碓七丁目 29番地先から	三碓町 132番 68地先まで	L = 1393.3 W = 8.0~ 37.2
5	西部第 796号線	三碓五丁目 176番地先から	三碓五丁目 181番 1地先まで	L = 349.3 W = 2.4~ 10.4

6	西部第 114号線	三碓六丁目 96番地先から	中町 583番 8 地先まで	L = 2197.6 W = 6.0~ 20.1
7	西部第 122号線	三碓町 132番 10地先から	三碓町 132番 10地先まで	L = 523.4 W = 6.0
8	西部第 122号線	三碓町 132番 2地先から	三碓町 132番 20地先まで	L = 202.1 W = 6.0
9	西部第 122号線	三碓町 132番 28地先から	三碓町 132番 19地先まで	L = 84.2 W = 6.0
10	西部第 122号線	三碓町 132番 22地先から	三碓町 132番 20地先まで	L = 30.0 W = 4.0
11	西部第 122号線	三碓町 132番 17地先から	三碓町 132番 24地先まで	L = 91.4 W = 4.0~ 6.0
12	西部第 122号線	三碓町 132番 19地先から	三碓町 132番 16地先まで	L = 90.0 W = 4.0
13	西部第 122号線	三碓町 132番 7地先から	三碓町 132番 12地先まで	L = 432.3 W = 6.0
14	西部第 123号線	三碓町 132番 12地先から	三碓町 132番 15地先まで	L = 201.6 W = 6.0
15	西部第 123号線	三碓町 132番 23地先から	三碓町 132番 24地先まで	L = 52.5 W = 4.0
16	西部第 123号線	三碓町 132番 2地先から	三碓町 132番 9 地先まで	L = 14.0 W = 4.0
17	西部第 123号線	三碓町 132番 7地先から	三碓町 132番 12地先まで	L = 4.5 W = 4.0
18	西部第 123号線	三碓町 132番 6地先から	三碓町 132番 4地先まで	L = 366.6 W = 6.0
19	西部第 123号線	三碓町 132番 4地先から	帝塚山中町 100番 61地先まで	L = 15.0 W = 6.0
20	西部第 123号線	帝塚山中町 100番 62地先から	帝塚山中町 100番 62地先まで	L = 87.4 W = 6.0
21	西部第 123号線	三碓五丁目 180番 1 地先から	三碓五丁目 172番 5 地先まで	L = 468.0 W = 10.0
22	西部第 123号線	三碓五丁目 181番 24地先から	三碓五丁目 183番 1地先まで	L = 61.0 W = 6.5~ 8.0
23	西部第 123号線	三碓五丁目 182番 5 地先から	三碓五丁目 181番 23地先まで	L = 169.0 W = 6.0
24	西部第 124号線	三碓五丁目 181番 35地先から	三碓五丁目 179番 14地先まで	L = 91.0 W = 6.0
25	西部第 124号線	三碓五丁目 179番 23地先から	三碓五丁目 172番 6地先まで	L = 107.0 W = 6.0
26	西部第 124号線	三碓五丁目 172番 6地先から	三碓五丁目 172番 52地先まで	L = 131.0 W = 6.0
27	西部第 124号線	三碓五丁目 172番 36地先から	三碓五丁目 172番 8 地先まで	L = 214.0 W = 6.0~ 8.0
28	西部第 124号線	三碓五丁目 172番 23地先から	三碓五丁目 172番 19地先まで	L = 26.0 W = 6.0~ 8.0
29	西部第 124号線	三碓五丁目 172番 34地先から	三碓五丁目 172番 26地先まで	L = 29.0 W = 6.0~ 8.0
30	西部第 124号線	三碓五丁目 176番 2 地先から	三碓五丁目 179番 34地先まで	L = 647.0 W = 4.0~ 6.0

31	西部第 124号線	三碓五丁目 179番 4地先から	三碓五丁目 172番 108地先まで	L = 189.0 W = 6.0
32	西部第 124号線	三碓五丁目 172番 93地先から	三碓五丁目 172番 100地先まで	L = 118.0 W = 6.0
33	西部第 124号線	三碓五丁目 172番 83地先から	三碓五丁目 172番 88地先まで	L = 31.0 W = 4.0

(平成 17年 4月 1日 掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 14号

奈良市水道水源保護指導要綱(平成 4年奈良市水道局告示第 6号)第 3条第 4項の規定により水源保護地域及び特定保護区域の指定を変更したので、同項において準用する同条第 3項の規定により次のとおり公表します。

なお、当該地域及び区域を表示した図書は、奈良市水道局技術部浄水場水質管理課において一般の閲覧に供します。
平成 17年 4月 1日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

1 変更後の水源保護地域

奈良市蘭生町の一部、荻町、邑地町、大野町、大保町の一部、大柳生町の一部、興ヶ原町の一部、小倉町の一部、大平尾町、上深川町の一部、北野山町、沓掛町、此瀬町、阪原町の一部、下深川町、須川町の一部、須山町の一部、誓多林町の一部、杣ノ川町の一部、大慈仙町の一部、高畑町の一部、田原春日野町の一部、月ヶ瀬桃香野の一部、都祁小山戸町、都祁甲岡町、都祁白石町の一部、都祁相河町、都祁友田町、都祁吐山町の一部、都祁馬場町、都祁南之庄町の一部、長谷町、平清水町の一部、中貫町、中之庄町、丹生町、忍辱山町、針町、針ヶ別所町、日笠町、別所町の一部、南田原町、水間町の一部、茗荷町、柳生町の一部、柳生下町の一部、矢田原町の一部、横田町、来迎寺町及び和田町

2 変更後の特定保護区域

奈良市大柳生町、須川町、大慈仙町、忍辱山町及び平清水町の各一部

(平成 17年 4月 1日 掲示済)

奈良市水道局告示第 15号

地方公営企業法(昭和 27年法律第 292号)第 33条の 2 及び地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令(昭和 27年政令第 403号)第 26条の 4 第 1項及び地方自治法施行令第 158条第 2項の規定に基づき告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

収納事務	水道料金及び下水道使用料
委託者	東京都千代田区一番町 13番地 1 株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン 代表取締役 秋 沢 志 篤 愛知県名古屋市中区栄一丁目 7 番 34号 株式会社ココストア 代表取締役 盛 田 宏 東京都中央区日本橋一丁目 1 番 1 号 国分グローサーズチェーン株式会社 代表取締役 大 塚 潤 一 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地 株式会社サークルKサンクス 代表取締役 土 方 清 神奈川県横浜市中区日本大通 17番地 株式会社スリーエフ 代表取締役 中 居 勝 利 札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 42番地 株式会社セイコーマート 代表取締役 赤 尾 昭 彦 東京都千代田区二番町 8 番地 8 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 代表取締役 山 口 俊 郎 東京都千代田区岩本町三丁目 10番 1号 株式会社デイリーヤマザキ 代表取締役 山 田 憲 典 東京都豊島区東池袋四丁目 26番 10号 株式会社ファミリーマート 取締役社長 上 田 準 二 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1 株式会社ポブラ 代表取締役社長 目 黒 俊 治 東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地 ミニストップ株式会社 代表取締役社長 横 尾 博 大阪府吹田市豊津町 9 番 1 号 株式会社ローソン 代表取締役 新 浪 剛
委託期間	平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで

(平成 17年 4月 1日 掲示済)

奈良市水道局告示第 16号

地方公営企業法（昭和 27年法律第 292号）第 33条の 2 の規定に基づき、水道メータの計量事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27年政令第 403号）第 26条の 4 第 1 項の規定に基づき告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

水道メータの計量業務を委託する者

東大阪市若江東町 3 丁目 4 番 43号

株式会社 金門製作所 大阪支店

取締役 常務執行役員 支店長 村井 直明

（委託期間） 平成 17年 4月 1日～平成 18年 3月 31日

（委託区域） 青垣台一丁目～三丁目、青野町、秋篠

三和町一丁目～二丁目、あやめ池北一丁目～三丁目、あやめ池南五丁目の一部、石木町、大淵町、大倭町、大和田町、学園赤松町、学園北一丁目～二丁目、学園新田町、学園大和町一丁目～四丁目、学園緑ヶ丘一丁目～三丁目、五条畑二丁目の一部、西大寺赤田町一丁目～二丁目、西大寺国見町一丁目～二丁目の一部、西大寺芝町一丁目～二丁目、西大寺新池町、西大寺新田町、西大寺新町一丁目～二丁目の一部、西大寺宝ヶ丘、西大寺野神町一丁目～二丁目、西大寺竜王町一丁目～二丁目、敷島町一丁目～二丁目、松陽台一丁目～四丁目、菅野台、菅原町、千代ヶ丘一丁目～三丁目、鶴舞西町の一部、鶴舞東町の一部、帝塚山一丁目の一部、帝塚山三丁目～五丁目、帝塚山六丁目の一部、帝塚山七丁目、帝塚山中町、帝塚山南一丁目～四丁目、帝塚山南五丁目の一部、富雄泉ヶ丘、富雄川西一丁目～二丁目、富雄北一丁目～三丁目、登美ヶ丘一丁目～六丁目、鳥見町一丁目～三丁目、鳥見町四丁目の一部、中登美ヶ丘一丁目の一部、中登美ヶ丘二丁目～四丁目、中町の一部、中山町の一部、西千代ヶ丘一丁目～三丁目、西登美ヶ丘一丁目～八丁目、二名二丁目～六丁目、二名東町、二名平野一丁目～二丁目、東登美ヶ丘一丁目～三丁目、疋田町の一部、疋田町一丁目～五丁目、百楽園一丁目～五丁目、平松一丁目、平松二丁目の一部、平松三丁目～五丁目、藤ノ木台一丁目～四丁目、宝来一丁目～五丁目、宝来町、丸山一丁目～二丁目、三碓一丁目、三碓七丁目、南登美ヶ丘、三松一丁目～二丁目の一部、六条西六丁目の一部、若葉台一丁目～四丁目

（平成 17年 4月 1日揭示済）

奈良市水道局告示第 17号

地方公営企業法（昭和 27年法律第 292号）第 33条の 2 の規定に基づき、水道メータの計量事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27年政令第 403号）第 26条の 4 第 1 項の規定に基づき告示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

水道メータの計量業務を委託する者

奈良市法華寺町 1080番地

株式会社 ハウスサービス大和

代表取締役 西岡 昭正

（委託期間） 平成 17年 4月 1日～平成 18年 3月 31日

（委託区域） 青山一丁目～八丁目、赤膚町、秋篠早

月町、秋篠新町、秋篠町、朝日町一丁目～二丁目、阿字万字町、油阪地方町、油阪町、尼辻北町、尼辻町、尼辻中町、尼辻西町、尼辻南町、あやめ池南一丁目～四丁目、あやめ池南五丁目の一部、あやめ池南六丁目～九丁目、池田町、池之町、井上町、今市町、今小路町、今在家町、今辻子町、今御門町、陰陽町、右京一丁目～五丁目、歌姫町、邑地町、大野町、大保町、大宮町一丁目～七丁目、大森町、大森西町、大柳生町、小川町、興ヶ原町、奥子守町、奥芝町、押上町、押熊町、押小路町、大平尾町、肘塚町、学園朝日町、学園朝日元町一丁目～二丁目、学園大和町五丁目～六丁目、学園中一丁目～五丁目、学園南一丁目～三丁目、鶴町、柏木町、春日野町、桂木町、上三条町、杏町、川上町、川久保町、川之上町、川之上突抜町、瓦堂町、元興寺町、漢国町、元林院町、北市町、北魚屋西町、北魚屋東町、北川端町、北京終町、北小路町、北新町、北椿尾町、北登美ヶ丘一丁目～六丁目、北永井町、北之庄町、北之庄西町一丁目～二丁目、北野山町、北半田中町、北半田西町、北半田東町、北袋町、北風呂町、北御門町、北向町、北村町、北室町、紀寺町、京終地方西側町、京終地方東側町、沓掛町、公納堂町、窪之庄町、恋の窪一丁目～三丁目、恋の窪東町、興善院町、光明院町、興隆寺町、虚空蔵町、五条一丁目～三丁目、五条町、五条西一丁目～二丁目、五条畑一丁目、五条畑二丁目の一部、小太郎町、後藤町、神楽町、小西町、此瀬町、西九条町、西九条町一丁目～五丁目、西大寺北町一丁目～四丁目、西大寺国見町一丁目～二丁目の一部、西大寺小坊町、西大寺栄町、西大寺新町一丁目～二丁目の一部、西大寺高塚町、西大寺町、西大寺東町一丁目～二丁目、西大寺本町、西大寺南町、阪新屋町、阪原町、狭川東町、狭川両町、佐紀町、左京一丁目～五丁目、佐保台一丁目～三丁目、佐保台西町、三条大路一丁目～五丁目、三条大宮町、三条川西町、三条栄町、三条添川町、三条町、三条桧町、三条本町、三条宮前町、四条大路一丁目～五丁目、四条大路南町、七条一丁目～二丁目、七条町、七条西町一丁目、七条東町、芝新屋町、芝突抜町、芝辻町、芝辻町一丁目～四丁目、柴屋町、下狭川町、下三条町、下御門町、十輪院町、十輪院畑町、宿院町、勝南院町、菖蒲池町、神功一丁目～六丁目、水門町、須川町、朱雀一丁目～六丁目、須山町、杉ヶ町、誓多林町、雑司町、園田町、杣ノ川町、大安寺一丁目～七丁目、大安寺町、大安寺西一丁目～三丁目、大慈仙町、高畑町、高樋町、高天市町、高天町、高御門町、田中町、多門町、樽井町、田原春日野町、中院町、築地之内町、角振新屋町、角振町、椿井町、鶴福院町、鶴舞西町の一部、鶴舞東町の一部、手貝町、帝塚山一丁目の一部、帝塚山二丁目、帝塚山六丁目の一部、帝塚山南五丁目の一部、出屋敷町、寺町、東九条町、富雄元町一丁目～四丁目、鳥見町四丁目の一部、中新屋町、中筋町、長谷町、

中辻町、中貫町、中登美ヶ丘一丁目の一部、中ノ川町、中之庄町、中畑町、中町の一部、中御門町、中山町の一部、中山町西一丁目～四丁目、内侍原町、鍋屋町、奈良阪町、鳴川町、西包永町、西木辻町、西紀寺町、西狭川町、西笹鉾町、西城戸町、西新在家号所町、西新在家町、西新屋町、西寺林町、西ノ京町、西之阪町、西御門町、二条大路南一丁目～五丁目、二条町一丁目～三丁目、二名一丁目、二名七丁目、丹生町、忍辱山町、納院町、登大路町、橋本町、畑中町、八条一丁目～五丁目、八条町、鉢伏町、花芝町、花園町、馬場町、林小路町、半田突抜町、半田開町、半田横町、般若寺町、日笠町、東包永町、東木辻町、東紀寺町一丁目～三丁目、東笹鉾町、東城戸町、東新在家町、東寺林町、東登美ヶ丘四丁目～六丁目、東鳴川町、東之阪町、東向北町、東向中町、東向南町、疋田町の一部、毘沙門町、白毫寺町、百万ヶ辻子町、平清水町、平松二丁目の一部、広岡町、福智院町、不審ヶ辻子町、藤原町、船橋町、古市町、生琉里町、別所町、坊屋敷町、法用町、法蓮町、菩提山町、法華寺町、本子守町、米谷町、大豆山町、大豆山突抜町、山陵町、三碓二丁目～六丁目、三碓町、三棟町、南市町、南魚屋町、南肘塚町、南紀寺町一丁目～五丁目、南京終町、南京終町一丁目～七丁目、南庄町、南城戸町、南新町、南新町、南田原町、南椿尾町、南永井町、南中町、南半田中町、南半田西町、南半田東町、南袋町、南風呂町、南法蓮町、水間町、三松一丁目～二丁目の一部、三松三丁目～四丁目、三松ヶ丘、茗荷町、餅飯殿町、柳生下町、柳生町、薬師堂町、八島町、矢田原町、柳町、山町、油留木町、横井一丁目～七丁目、横井町、横田町、横領町、六条一丁目～三丁目、六条町、六条西一丁目～五丁目、六条西六丁目の一部、六条緑町一丁目～三丁目、鹿野園町、脇戸町、和田町

(平成 17年 4月 1日 揭示済)

奈良市水道局告示第 18号

奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 4月 1日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示

奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱(昭和 61年奈良市水道局告示第 9号)の一部を次のように改正する。

第 3条第 1項中「7人」を「5人」に改め、同条第 5項を次のように改める。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 業務部長
- (2) 技術部長
- (3) 業務部次長
- (4) 技術部次長
- (5) 浄水場長

附 則

この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 4月 1日 揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 19号

農業委員会等に関する法律(昭和 26年法律第 88号)第 11条において準用する公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 17条第 2項の規定に基づく農業委員会の委員の一般選挙における投票区(平成 9年奈良市選挙管理委員会告示第 35号)の一部を、次のとおり改正します。

平成 17年 4月 1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝 二

本則の表に次のように加える。

第 5 選挙区	第 40投票区	月ヶ瀬石打
	第 41投票区	月ヶ瀬尾山
	第 42投票区	月ヶ瀬長引
	第 43投票区	月ヶ瀬高、月ヶ瀬月瀬
	第 44投票区	月ヶ瀬桃香野
	第 45投票区	都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町
	第 46投票区	都祁吐山町、都祁こぶしが丘
	第 47投票区	都祁白石町
	第 48投票区	都祁友田町、蘭生町(223番地、416番地、530番地、668番地、775番地から 807番地まで、1,14番地以降)、都祁小山戸町(9番地、688番地)
	第 49投票区	針ヶ別所町
	第 50投票区	小倉町
	第 51投票区	上深川町、下深川町
	第 52投票区	荻町
第 53投票区	針町	
第 54投票区	蘭生町(第 48投票区に属する区域を除く。)、都祁小山戸町(9番地、688番地を除く。)、都祁相河町	
第 55投票区	都祁馬場町	

(平成 17年 4月 1日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 20号

公職選挙法施行令(昭和 25年政令第 89号)第 19条第 2項の規定により、新たに本市に属した区域に係る選挙人名簿を平成 17年 4月 1日に月ヶ瀬村選挙管理委員会から次のとおり引継ぎをしました。

平成 17年 4月 1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二
引継ぎをした選挙人名簿の登録人員数 1,588人
(平成 17年 4月 1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 21号

公職選挙法施行令(昭和 25年政令第 89号)第 19条第 2項の規定により、新たに本市に属した区域に係る選挙人名簿を平成 17年 4月 1日に都祁村選挙管理委員会から次のとおり引継ぎをしました。

平成 17年 4月 1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

引継ぎをした選挙人名簿の登録人員数 5,204人
(平成 17年 4月 1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 22号

平成 17年 4月 1日現在における地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 74条第 1項及び第 75条第 1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成 16年法律第 59号)第 4条第 1項及び第 5条第 1項に規定する選挙権を有する者の総数の 50分の 1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4条第 11項、第 5条第 15項及び第 61条第 11項に規定する選挙権を有する者の総数の 6分の 1の数並びに地方自治法第 76条第 1項、第 81条第 1項及び第 86条第 1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31年法律第 162号)第 8条第 1項に規定する選挙権を有する者の総数の 3分の 1の数は、次のとおりです。

平成 17年 4月 1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

50分の 1の数 6,010人

6分の 1の数 50,084人

3分の 1の数 100,167人

(平成 17年 4月 1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 23号

平成 17年 4月 1日現在における地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 80条第 1項に規定する各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3分の 1の数は、次のとおりです。

平成 17年 4月 1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

奈良選挙区 97,903人

月ヶ瀬選挙区 530人

都祁選挙区 1,735人

(平成 17年 4月 1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 24号

公職選挙法施行令(昭和 25年政令第 89号)第 23条の 16第 1項の規定により読み替えて準用する同令第 19条第 2項の規定により、新たに本市に属した区域に係る在外選挙

人名簿を平成 17年 4月 1日に都祁村選挙管理委員会から次のとおり引継ぎをしました。

平成 17年 4月 1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

引継ぎをした在外選挙人名簿の登録人員数 4人

(平成 17年 4月 1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 25号

農業委員会等に関する法律施行令(昭和 26年政令第 78号)第 6条において準用する公職選挙法施行令(昭和 25年政令第 89号)第 19条第 2項の規定により、新たに本市に属した区域に係る農業委員会委員選挙人名簿を平成 17年 4月 1日に月ヶ瀬村選挙管理委員会から次のとおり引継ぎをしました。

平成 17年 4月 1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

引継ぎをした農業委員会委員選挙人名簿の登録人員数 651人

(平成 17年 4月 1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 26号

農業委員会等に関する法律施行令(昭和 26年政令第 78号)第 6条において準用する公職選挙法施行令(昭和 25年政令第 89号)第 19条第 2項の規定により、新たに本市に属した区域に係る農業委員会委員選挙人名簿を平成 17年 4月 1日に都祁村選挙管理委員会から次のとおり引継ぎをしました。

平成 17年 4月 1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

引継ぎをした農業委員会委員選挙人名簿の登録人員数 2,375人

(平成 17年 4月 1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 27号

奈良市農業委員会委員の選挙権を有する者の第 5選挙区における 2分の 1の数は、次のとおりです。

平成 17年 4月 1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

第 5選挙区 1,513人

(平成 17年 4月 1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 28号

月ヶ瀬村及び都祁村の編入合併に伴い、奈良市議会の議員の定数を増員した旨、平成 17年 4月 1日奈良市議会議長から通知があったので、公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 113条第 2項の規定により奈良市議会議員増員選挙(月ヶ瀬選挙区及び都祁選挙区)を行うべき事由が生じま

した。

平成 17年 4月 1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝二
(平成 17年 4月 1日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会公示第 7 号

農地法(昭和 27年法律第 229号)第 23条第 1 項の規定に基づき、小作料の標準額を次のとおり定めたので、同条第 3 項の規定により公示します。

平成 17年 4月 1日

奈良市農業委員長 谷村 秀雄

1 小作料の標準額(旧月ヶ瀬村及び旧都祁村の地域を除く奈良市の全域)

農地の区分	小作料の標準額	備 考
田の部		
A(上)	20,600円	10アール当たり収穫量 500kg
B(中)	16,300円	10アール当たり収穫量 480kg
C(下)	12,000円	10アール当たり収穫量 460kg
畑の部		
	6,400円	
茶園の部		
上茶園	30,000円	10アール当たり収穫量 511kg
中茶園	19,300円	10アール当たり収穫量 495kg

2 小作料の標準額(旧月ヶ瀬村の地域)

農地の区分	小作料の標準額	備 考
田の部		
上 田	6,300円	10アール当たり収穫量 480kg
中 田	3,100円	10アール当たり収穫量 450kg
畑の部		
上 畑	4,000円	
中 畑	2,000円	
茶園の部		
上 畑	30,000円	
中 畑	20,000円	

3 小作料の標準額(旧都祁村の地域)

農地の区分	小作料の標準額	備 考
田の部		
A 旧都介		

野村地内の圃場整備完了水田	7,600円	10アール当たり収穫量 540kg
B 旧針ヶ別所村地内の圃場整備完了水田	5,600円	10アール当たり収穫量 530kg
C A・B以外の水田	-	10アール当たり収穫量 510kg
畑の部		
	2,600円	
	地形、品種、樹齢等を一律にして、基準収穫量の算定は至難のため、旧村並びに関係機関の資料を基に旧都祁村の地域標準収穫量により算定する。 初茶 650kg、番茶 520kg、二茶 520kg	

4 適用時期

平成 17年 4月 1日より適用

(平成 17年 4月 1日揭示済)